

委託研究契約書

(以下「甲」という。)と一般財団法人青葉工学会(以下「乙」という。)とは次の各条によって委託研究契約(準委任契約)を締結する。

(委託研究)

第1条 甲は、次の研究を乙に委託し、乙はこれを受託する。

研究題目：

実施者：

(研究期間)

第2条 本委託研究の研究期間は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までとする。

2 甲又は乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、相手方と協議の上、本委託研究を中止し、又は研究期間を短縮し若しくは延長することができる。この場合、甲又は乙は中止又は短縮若しくは延長の結果に対する責めを負わないものとする。

(研究経費)

第3条 甲は乙に対し、一金 円
(消費税及び地方消費税 円を含む)を乙の請求書受理後30日以内に支払うものとする。

(研究成果の報告)

第4条 乙は、本委託研究の完了又は中止後に、本委託研究の研究成果について取りまとめ、甲に報告するものとする。

(知的財産権)

第5条 本委託研究の結果知的財産権が生じた場合には、その取扱いについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 前項の協議は、第1条に規定する実施者が大学等の機関に所属する場合は、所属機関の知的財産権に関する規程等を踏まえて行うものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本委託研究の実施に当たり、相手方より開示を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、第1条に規定する実施者並びに本委託研究の実施に当たり必要となる自己に属する最小限の役員及び従業員以外に開示し、提供し又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、事前に相手方から書面による同意を得た場合を除き秘密情報を本委託研究以外の目的に使用してはならない。

3 前二項の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

一 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報

二 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報

三 開示又は提供を受けた後に、自己の責めによらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

五 秘密情報によることなく、独自に開発し又は取得した情報

六 事前に相手方から書面による同意を得た情報

4 第2項及び第3項の規定は、甲又は乙が裁判所等の公的機関からの要請に基づいて秘密情報を開示する行為には適用しない。

(研究成果の公表)

第7条 甲又は乙は、公益法人及び第1条に規定する実施者の社会的使命を踏まえ、本委託研究の研究成果を公表することができる。研究成果を公表する場合は、事前に研究成果の公表の内容を書面にて相手方に通知し、承諾を得るものとする。なお、通知の義務を負う期間は、本委託研究完了後の翌日から起算して1年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し又は短縮することができるものとする。

(反社会的勢力排除への対応)

第8条 甲及び乙は、相手方の役員等が暴力団員等（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当する場合には相手に対して何等の催告その他の手続きを要せず、直ちに甲乙間で締結された契約の全部又は一部を解除することができる。

2 相手方が甲乙間の契約を履行する為の委託先又は調達先が、反社会的勢力に該当する者であることが判明した場合、直ちに当該委託先等の取引関係を解消する措置をとり相手方に速やかに報告するものとする。

3 前二項による契約の解除をした場合、相手方に損害が生じても、甲及び乙はこれを一切賠償する責を負わない。

(管轄裁判所)

第9条 本契約に関して、紛争が生じたときは、乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項について定める必要がある場合は、協議の上これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6
東北大学大学院工学研究科内
一般財団法人青葉工学振興会
理事長 根元義章

委託研究申込書

平成 年 月 日

一般財団法人青葉工学振興会
理事長 根元義章 殿

申込者

住所 〒 _____

氏名

㊟

(担当者 電話: _____)

下記の通り委託研究を申し込みます。

記

1・研究題目

2・研究期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3・委託経費 消費税込み金額 _____ 円
(内訳) 消費税額 _____ 円
消費税抜き金額 _____ 円

4・その他

(大学・研究所・所属・職名等)
東北大学